

日の出町総合教育会議設置及び運営に関する規則

(設置)

第1条 町長及び日の出町教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）に基づき、日の出町総合教育会議（以下「会議」という。）を設ける。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議並びに調整を行う。

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び委員会をもって組織する。

(会議)

第4条 会議は、必要の都度開催するものとし、町長が招集する。

- 2 町長は、緊急で委員会委員を招集する時間的余裕がない場合は、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 会議の議長は、町長をもって充てる。
- 5 町長は、必要があると認めるときは、会議に関係者又は学識経験を有する者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、町長の許可を得なければならない。

- 2 傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 町長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。